

運 営 規 程

社会福祉法人 元気村

元気ケアプランニングセンター埼玉

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人元気村（以下「事業者」という）が開設する指定居宅介護支援事業所「元気ケアプランニングセンター埼玉」（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者等（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の介護支援専門員は、利用者である要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、援助を行う。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業所及び他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う主たる事業所の名称、所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 元気ケアプランニングセンター埼玉

(2) 所在地 埼玉県蓮田市大字閨戸字吹上1826-1

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（主任介護支援専門員・常勤兼務）

管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に自らもサービスの提供に当たるものとする。

(2) 介護支援専門員 1人以上（常勤職員1人以上）

介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(3) 事務職員 1人（常勤職員1人、入所業務兼務）

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 蓮田地区 月～日（但し、1月1日～1月3日においては、電話対応）
栗橋地区 月～土（但し、1月1日～1月3日においては、電話対応）

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 連絡体制 携帯電話等により、24時間常時、連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法及び内容等)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとする。

- (1) 要介護認定等の申請に係る援助を行う。
- (2) 利用者の相談の場所については、元気ケアプランニングセンター埼玉内の相談室、利用者の居宅等、利用者の希望する場所で行うこととする。
- (3) 利用者の心身の状況、住環境、家族の状況など居宅介護支援に必要な課題を分析する。課題分析票の種類については、「厚生労働省の通知で示された課題分析標準項目を満たす方式」を使用するものとする。
- (4) アセスメントに基づき、利用者が希望するサービスを複数の事業所から選択可能である説明を行い、居宅サービス計画書を作成する。
- (5) サービス担当者会議については、元気ケアプランニングセンター埼玉内の相談室または必要に応じて利用者居宅にて行い、説明・同意・交付とする。
- (6) 利用者の居宅訪問については、少なくとも毎月1回以上とし、モニタリングの結果記録を実施します。
ただし、下記の場合は、少なくとも2か月に1回とし、訪問しない月はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した面談の実施とする。
 - ① 利用者の状態が安定しており、テレビ電話装置等を介して意思疎通が可能な事。
 - ② サービス担当者会議等において、主治医、担当者、その他関係者の合意を得ている事。
 - ③ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他サービス事業者との連携により情報収集する事。
- (7) 指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等への紹介、その他の便宜を提供する。
- (8) 利用者の要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止のための支援を行う。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域

蓮田地区： 蓮田市

栗橋地区： 久喜市（栗橋地区、鷲宮地区）、幸手市、
加須市（旧大利根地区）、五霞町、

(利用料及びその他の費用)

第8条 居宅介護支援を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスである時には利用者負担はないものとする。

(苦情処理)

第9条 事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援事業に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援事業に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第 10 条 事業所は利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 従業者は、職務上知り得た、利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 4 従業者であった者に、職務上知り得た、利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の発生又は再発を防止するための次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所はサービス提供中にと、当該事業所事業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する研修及び訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第13条 事業所は、感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年6回以上 (法定研修を含む内部研修)
- (3) 他法人居宅介護支援事業所との共同の事例検討会

2 従業員は、施設が行う年1回の健康診断を受診する。

3 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人元気村理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

4 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景としたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年12月1日から施行する。